

令和7年4月22日

2～6年生保護者様

幸手市教育委員会教育長 山西 実
幸手市立権現堂川小学校長 三ヶ尻 陽子

独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」への加入について

「災害共済給付制度」は、学校管理下で災害を受けた児童の保護者に対し医療費や障害見舞金等の支給を行うため、法律で規定された公的共済制度です。

- 1 共済掛金 1年間 945円 （内 保護者負担額460円 市負担485円）
- 2 共済掛金の納入方法 口座引き落とし・現金で
- 3 同意書 1年入学時において、在学中における同意書をいただいておりますので全員加入となります。

4 給付金の種類と額

医療費	初診から治癒までの医療費総額が 5,000 円以上の場合、健康保険診療の本人負担分 3 割に 1 割を加えた額が支給されます。 ただし、高額医療、一部負担金等により増減します。
障害見舞金	障害の程度に応じて、3,770 万円（1 級）から 82 万円（14 級）が給付されます。（通学中の場合は 1,885 万円から 41 万円）
死亡見舞金	2,800 万円が給付されます。 運動などの行為と関連しない突然死及び通学中の場合は 1,400 万円

- 5 学校管理下とは
授業中、部活動中、通学中、遠足、修学旅行など学校教育活動全般が対象となります。

6 給付の制限

- （1）給付事由が生じてから 2 年間請求を行わないと時効により請求権が消滅します。
- （2）交通事故等で第三者から賠償を受けた場合、同一の事由の部分は給付が受けられません
- （3）その他独立行政法人日本スポーツ振興センター法令により給付が制限される場合があります。